

独立行政法人

労働者健康福祉機構の改革案について

《改革案説明資料》

労働者健康福祉機構の改革案について

ヒト 1. 組織のスリム化

<平成21年度> 155人
<平成22年度> 150人
<平成23年度～> 89人
〔産業保健事業の見直し(産業保健推進センターの集約化)〕

国家公務員
OB 関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	3/7人中	2/7人中	▲1
職員	2/13986人中	2/14251人中	0

※ 役員公募の結果、適任者が不在のため、1名は暫定任用中

改革の効果

《削減数》

▲61人(新規)

《今後の対応》

役員:公募(再公募)を実施
職員:定年後解消

モノ 2. 余剰資産などの売却

〔岩手労災看護師宿舎等の売却(売却額の全額国庫納入)〕

《売却見込額》

▲2.5億円

カネ 3. 国からの財政支出の削減

<平成21年度> 33.5億円
<平成22年度> 29.3億円
<平成23年度～> 20.1億円
〔産業保健事業の見直し(産業保健推進センターの集約化等)〕

《削減額》

▲9.2億円(新規)

※組織のスリム化(人件費、事務所費の削減等)など

4. その他改革事項

〔一般競争の拡大 ・ 調達効率化 ・ 人件費削減〕

《国民への影響》

事業は効率化・重点化するが、必要なサービス低下を招かないよう配慮

ヒト

1. 組織のスリム化

平成22年度当初

産業保健推進センター
47施設

労災リハビリテーション作業所
6施設

平成23年度～

産業保健推進センターを都道府県単位にこだわらない形で計画的に集約

労災リハビリテーション作業所入所者の退去先を確保しつつ計画的に廃止

削減数など

産業保健推進センター
1/3程度に集約化

労災リハビリテーション作業所
6施設の順次廃止

《具体的な見直しの内容》

○ 産業保健推進センターの集約化、労災リハ作業所の順次廃止

改革前

○産業保健推進センター 47施設

○労災リハビリテーション作業所 6施設

改革後

○産業保健推進センター 1/3程度に集約化

- ・相談窓口の廃止
- ・専門的・実践的研修に重点化等

○労災リハビリテーション作業所 順次廃止

- ・平成23年度末に千葉作業所を廃止
- ・残る作業所も、入居者の退所先を確保しつつ廃止

2. 余剰資産などの売却

○これまでの資産売却の実績

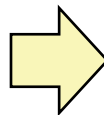
(国庫納入実績)

	14.0億円	
・ 珪肺労災病院	3.3億円	
・ 大牟田労災病院	5.2億円	
・ 岩手労災病院	2.8億円	
・ 筑豊労災病院	2.7億円	等

《具体的な見直しの内容》

○資産の売却

- ・ 廃止施設に係る土地の売却促進

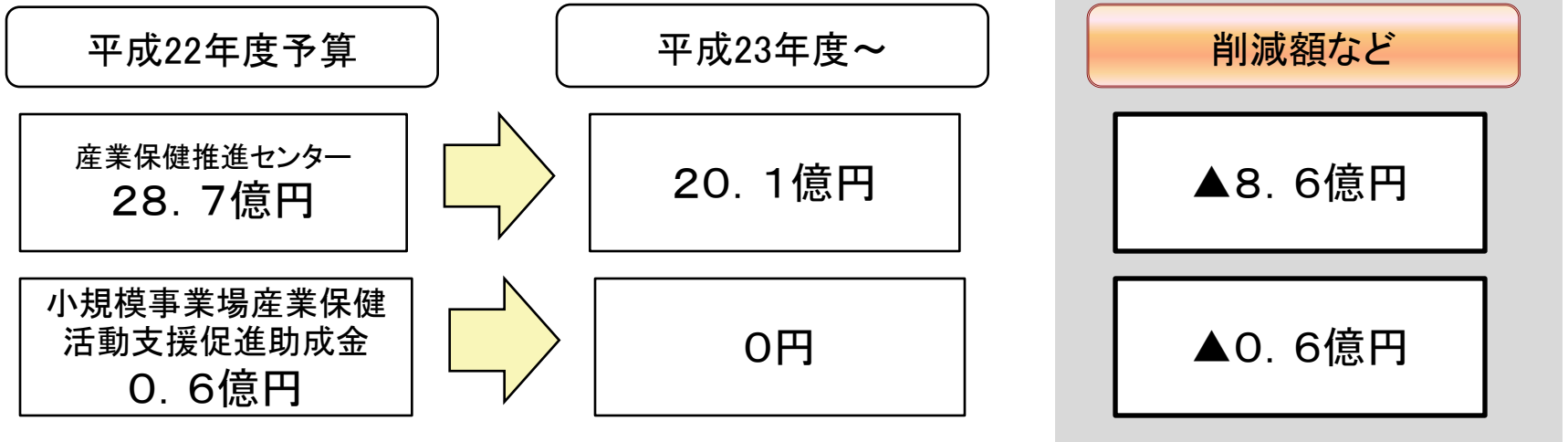


《見直しによる具体的な改革効果》

○売却額の全額国庫納入

- ・ 岩手労災看護師宿舎等 2.5億円(予定)

3. 国からの財政支出の削減



《具体的な見直しの内容》

○産業保健推進センターの見直し
センター数を1/3程度に集約するとともに、業務を以下のとおり重点化

- ・ 専門的・実践的研修
- ・ 専門的見地からの助言及び最新の産業保健情報の提供

○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金
小規模事業場の事業者が他の事業者と共同して産業医を専任した場合の費用の一部を助成する制度を廃止

《見直しによる削減額》

▲8.6億円

▲0.6億円

産業保健事業の見直しについて(1)

産業保健推進センター

- 産業医等の産業保健関係者や、地域産業保健センターの円滑な活動を支援する役割
- 機構が47都道府県に設置

地域産業保健センター

- 産業医の選任義務のない小規模事業場(50人未満)に対する地域に根ざした産業保健活動
- 地域の医師会等に委託
(約300か所で実施)

I. 業務の重点化・効率化

産業保健推進センター

- 予防医学、産業保健活動と関連する専門的・実践的な研修・助言等の業務に重点化
- ※「窓口」を設置しての相談業務等は、効率化の観点から廃止
- ※「小規模事業場産業保健活動支援促進事業(助成金)」は廃止

(新)地域産業保健事業

- 地域の医師によるメンタルヘルス対策・過労死防止対策の徹底を図るための業務に重点(労働基準監督署との連携を強化)
- ※「窓口」を設置しての相談業務等は、効率化の観点から廃止し、相談があれば、局署等適切な機関を教示

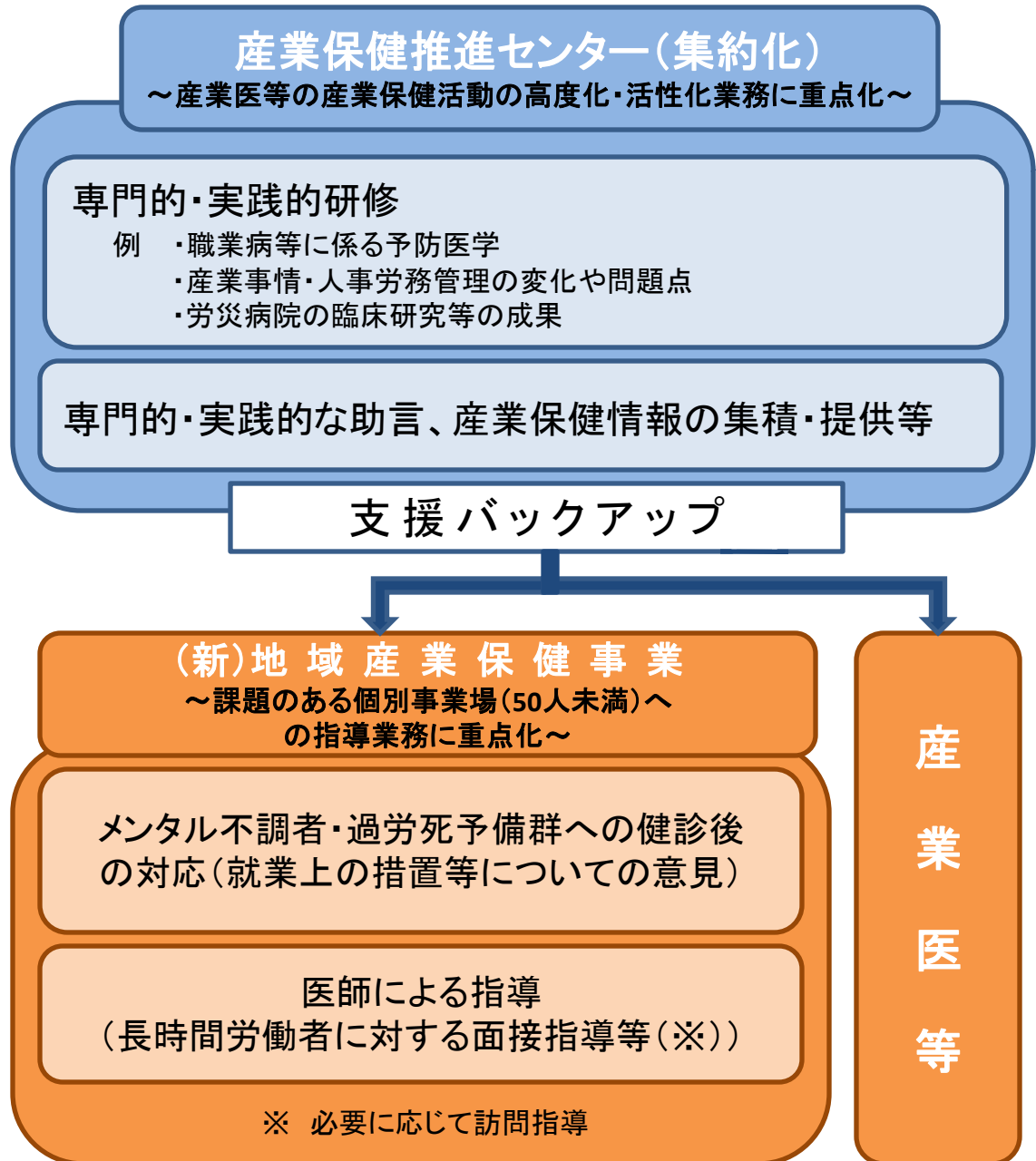
産業保健事業の見直しについて(2)

Ⅱ. 組織の集約化

- 産業保健推進センター(47センター)については、都道府県にこだわらない「集約化」を進め、実施体制の効率化を図る。
- ⇒ 関係者(労使、医師会等)との調整を図りつつ、平成25年度までに、47センターを1/3程度に集約化。

Ⅲ. 財政支出の削減

- 両事業の業務の重点化・効率化、組織の集約化等により、財政支出(平成22年度(国費)はそれぞれ28.1億円、23.8億円)の可能な限りの削減を図る。
- ⇒ 平成25年度までに、財政支出を3割削減。



4. その他改革事項

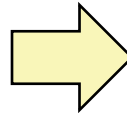
改革事項

- 一般競争の拡大
- 調達の効率化
- 人件費削減

《具体的な見直しの内容》

○一般競争の拡大

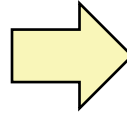
- ・ 随意契約見直し計画を策定(平成19年度)
- ・ 医業未収金の徴収業務について市場化テストを活用した一般競争入札を実施(平成21年10月から)
- ・ 一般競争入札の更なる拡大、一般競争入札における一者応札に対する取組の実施



○一者応札については、平成21年度に業者に対して実施したアンケート調査に基づき、入札要件の緩和や入札の早期実施等。

○調達の効率化

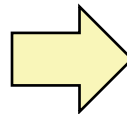
- ・ 後発医薬品の積極的な導入
- ・ 医療機器の共同購入の拡大
- ・ 病院の情報システム更新の一体的実施による効率化



○後発医薬品を、平成23年度に購入金額ベースで15.0%を目標
▲6.5億円
○病院の情報システムの3システムの更新時期を合わせて調達し、競争性を高めるとともに、必要機能の集約等を行い、調達を効率化。
▲0.6億円

○人件費削減

- ・ 人件費の適正化のため、賞与支給月数のカット及び管理職加算割合のカット等
- ・ 給与カーブのフラット化



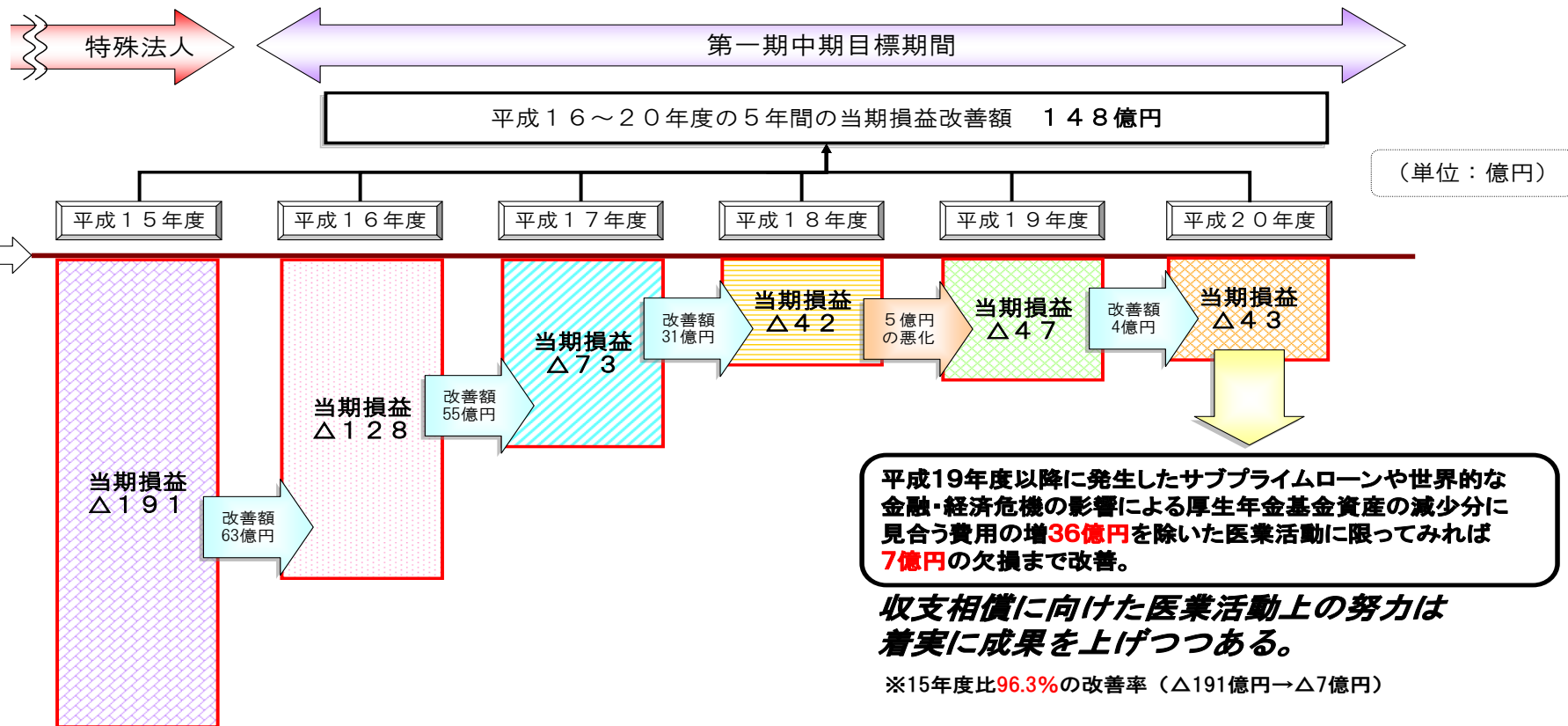
○ラスパイレス指数99.2(平成20年度事務職・技術職)
・ 賞与支給月数のカット及び管理職加算割合のカット等、人件費の適正化を継続的に実施
・ 関係者との調整を図り、給与カーブのフラット化を促進
▲20億円

【参考資料】労災病院の経営基盤の確立に向けた取組

【経営基盤の確立に向けた基本方針: 中期計画】

労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。

【損益の改善状況（独法移行後の推移）】



※キャッシュベースの実績: 平成16年度から平成20年度の5年間で約221億円の黒字